

# 令和3年度 第4回倉吉市農業委員会会議議事録

1 開催日時 令和3年7月9日(金) 午後1時30分から午後2時20分

2 開催場所 倉吉市役所 第2庁舎 3階 会議室302

3 出席委員 (26人)  
会長 15番 山脇 優 委員

## 農業委員

1番	早田博之	委員	2番	高見美幸	委員	3番	船越省吾	委員
5番	吉村年明	委員	6番	藤井由美子	委員	7番	河野正人	委員
8番	福井章人	委員	9番	鐵本達夫	委員	10番	衣笠健一郎	委員
11番	室山恵美	委員	12番	山下賢一	委員	13番	筏津純一	委員
14番	松本幸男	委員	16番	山田有宏	委員	17番	原田明宏	委員
18番	數馬 豊	委員	19番	美田俊一	委員			

## 農地利用最適化推進委員

西谷美智雄	委員	塚根正幸	委員	田倉恭一	委員	山本淑恵	委員
藤原 治	委員	林 修二	委員	小谷義則	委員	鳥飼 巧	委員

4 欠席委員 (2人)  
4番 金信正明 委員 涌嶋博文 委員

5 議事日程

- 第1 開会
- 第2 会長あいさつ
- 第3 議事録署名人の決定
- 第4 連絡・報告事項
- 第5 議事
  - 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について
  - 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について
  - 議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について
  - 議案第22号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について
  - 議案第23号 農用地利用集積計画の決定について
  - 議案第24号 農用地利用配分計画について
  - 議案第25号 倉吉市農業委員会委員の辞任について

第6 その他

第7 閉会

6 農業委員会事務局職員

局長	森石 学
主幹	梶本 幸敬
主任	宮本 哲博

## 7 会議の概要

### (1) 開 会

事務局 只今より、令和3年度第4回農業委員会会議を開会いたします。はじめに山協会長にごあいさつをお願いいたします。

### (2) 会長あいさつ

会 長 (会長あいさつ)

### ※ 議長選出

事務局 この後は農業委員会会議規則第3条により、会長が議長となり会議を進行していただきます。よろしくをお願いいたします。

### (3) 議事録署名人の決定

議 長 それでは、本日の議事録署名人の指名でございます。指名させていただいてもよろしいでしょうか。

(はいの声)

議 長 それでは指名をさせていただきます。8番 福井委員、9番 鐵本委員に議事録署名人をお願いいたします。

### ※ 欠席・遅刻届連絡委員の報告

議 長 4番 金信委員、涌嶋委員が欠席でございます。

### (4) 連絡・報告事項

議 長 続きまして(4)連絡報告事項、事務局お願いします。

事務局 令和3年度第4回倉吉市農業委員会会議報告及び予定事項でございます。別紙をご覧ください。(以下事務局説明)

### (5) 議 事

議 長 それでは(5)本日の議事について、事務局より説明をお願いします。

事務局 本日の議事についてご説明をさせていただきます。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請でございます。議案の2ページのとおり2件の所有権移転の申請でございます。いずれも贈与による所有権移転で、番号1は隣接耕作者への贈与、番号2は親族間の贈与でございます。下限面積につきましては備考欄に記載のとおりで、許可要件を満たしていると考えております。

続いて、議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請でございます。議案の4ページのとおり1件の申請でございます。転用目的は農業用施設の建築でございます。こちらは白ネギの育苗温室でございます。農地区分は農用地区域内農地で、許可根拠は農用地利用計画指定用途でございます。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請でございます。6ページでございますが、4件の申請がございます。番号1は〇〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は都市計画用途地域第1種中高層住居専用地域に指定されておりました。第3種農地で原則許可でございます。番号2

は〇〇〇地内における一般住宅の建築でございます。申請地は管理設道路沿道の区域のため、第3種農地に該当し原則許可でございます。番号3は〇〇地内における一般住宅の建築でございます。農地区分は小集団の生産力の低い農地で第2種農地に該当します。許可根拠は集落接続でございます。番号4は〇〇地内における駐車場の整備でございます。農地区分は管理設道路沿道の区域のため第3種農地に該当します。原則許可でございます。

続いて議案第22号 非農地・非採草放牧地現況証明申請でございます。議案の8ページのとおり3件の申請がございます。いずれも20年以上の非農地状態が認められるものでございます。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてでございます。11ページから16ページのとおり16件の利用権設定の申し出と、17ページ18ページのとおり所有権移転が2件ございます。

議案第24号 農用地利用配分計画については24ページから25ページのとおり4件の協議がございます。

最後ですが議案第25号 倉吉市農業委員会委員の辞任についてでございますが28ページのとおり辞任同意願が提出されております。以上でございます。

#### 議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について

議長 それでは、早速議事に入らせていただきます。議案第19号 農地法第3条の規定による許可申請について皆様にお諮りを致します。

(質疑なし)

議長 異議がないようですので、ただ今の議案第19号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議長 はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認といたします。

#### 議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請について

議長 続きまして議案第20号 農地法第4条の規定による許可申請についてお諮りをいたします。本件につきましては本日午前10時30分より、当番委員であります山下委員、塚根委員、藤井代理、森石局長、宮本主任と私の6名で現地調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。

12番 12番 山下です。報告させていただきます。先程話がありましたように6名で現地確認に行っておりました。結論としては問題なしということでございます。以上です。

議長 はい、ただ今報告のとおり問題なしということでございまして、大規模な農業施設をどうも作られるように聞き受けております。質疑ございませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようでございますので、議案第20号につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、全員賛成ということでございますので承認といたします。

議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請について

議 長 続きまして議案第21号 農地法第5条の規定による許可申請についてでございますが、本日の農地法第5条の規定による許可申請について該当委員に係る案件がございますので、先に該当委員に係る案件を審議させていただくことにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしということでございますので農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。6ページ番号3番は19番 美田委員に係る案件でございますので、美田委員の退席を求めます。

(美田委員 退席)

議 長 それでは説明する前に、本件につきましても本日10時30分より先程報告しました委員と当番委員で調査に行っておりますので、報告をお願いいたします。

12番 12番 山下です。先程と同じく問題なしということでございます。以上です。

議 長 ただ今報告がありましたとおり何ら問題なしということでございますので、皆さんにお諮りをいたします。ご質疑ございませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようですので、採決をとります。賛成の農業委員の方の採決を求めます。挙手をお願いします。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。美田委員の入場を求めます。

(美田委員 入場・着席)

議 長 美田委員へ、ただ今の案件につきましては異議なしということで承認されたことを報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件について審議を終わりましたので、その他の

案件について審議を行います。その他の案件につきまして、それでは山下委員より調査の報告をお願いします。

12番 山下です。1番、2番、4番とも問題なしという結論です。以上です。

議長 はい、ただ今報告がございましたとおり問題なしということでございます。それでは皆さんご質疑を承ります。ありませんか。鐵本委員。

9番 9番 鐵本です。最初の分です。申請番号1番。

議長 ○○○の分ですか。

9番 はい、それで210㎡のうちの167.93㎡ということでこの図面を見ているんですけども、これの中の一部ですか。右の方は建物が出て、○○の○ってここら辺りに作れるのかどうなのかですけども。申請は一つだけだし、計画は2つに跨がっているようなんですけどもちょっと分かりづらいので説明をしてくれませんか。

議長 はい、事務局説明して下さい。

事務局 現地調査票の図面を見て下さい、3枚目の表でございます。この太線で囲ってある部分が今回申請のあった農地でございます。その右側、東側になりますけど、こちらは既存の宅地でございます。申請地と既存の宅地を合わせた土地に住宅と駐車場を整備するという計画でございます。すいません、210㎡のうちの167.93㎡っていうのが太線で囲った範囲で、残った分が太線で囲った部分の下側、南側になります。どこまでが範囲かは描いてないですけども。

議長 この図面見ていただきますと、先程説明がありましたようにこの四角の黒枠の中がこの度は167.93㎡で、手前は、下側は既存の宅地、前からある。それから長細い長方形の左の方ここは残された畑で、農地として残すということです。167.93㎡以外がここに残るということです。

9番 鐵本です。○○の○というのが既に宅地になっとる所ですね。

議長 はい、そうですね。

9番 で、今回は○○の○というところをするんですけども、残った面積については更に西側の方ですか、又は南側の方ですか。

事務局 南側ですね。

9番 南側に50㎡ぐらい農地として残ると。

議長 はい。

9 番 分りました。いや、そういう説明がなかったら、これなんでだろうかって分かりづらいので。すみません、こういう時には右側に既存宅地とかでも括弧して書いておいてもらえたら。そしたら跨がってても分かりやすいので。

議 長 説明がちょっと不足しておりました。今後はそのようにしたいと思います。事務局よろしく。  
ただ今、議案第21号でございますが、他にございませんか。

(質疑なし)

議 長 ないようでしたら、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。21号につきましては承認いたします。

議案第22号 非農地・非採草放牧地現況証明申請について

議 長 続きまして議案第22号 非農地・非採草放牧地現況証明申請についてお諮り致します。本件につきましても現地調査に行っておりますので、代表して山下委員より報告をお願いいたします。

12番 山下です。この件につきまして、2番の〇〇の分に関しましては現地にちょっと行くことができませんのでこれは写真で確認させていただきました。全て問題なしという結論でございます。以上です。

議 長 はい、ただ今報告がございました。1番、3番これは現地で確認しておりますが、2番につきましては山の中ということございまして、なかなか行けなかったということで写真判定をさせていただいたということです。皆さんの方で質疑ございませんか。よろしいですか。

(なしの声)

議 長 ないようですので議案第22号につきまして、賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございます。議案22号は承認いたします。

議案第23号 農用地利用集積計画の決定について

議 長 続きまして、9ページ議案第23号 農用地利用集積計画の決定についてお諮りをいたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 11ページ、利用権設定各筆明細等集計表につきましては、田、畑、樹園地の合計は64,500㎡でございます。利用権設定各筆明細につきましては、11ページから16ページ記載のとおりでございます。

続きまして17ページ、所有権移転関係が2件ございます。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇の3筆合計5,492㎡の田でございます。対価は1,647,600円、10アールあたりですと30万円でございます。

続きまして18ページ。所有権の移転を受ける者、〇〇の〇〇〇〇。所有権を移転する者、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんでございます。移転する土地は〇〇〇の1筆1,055㎡の田でございます。対価は316,500円、10アールあたりですと30万円でございます。

利用権設定を受ける者の農業経営の状況につきましては、19ページから20ページまでの記載のとおりでございます。所有権の移転を受ける者の農業経営の状況につきましては、21ページ記載のとおりでございます。いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えます。以上でございます。

議 長 　　ただ今、議案第23号について説明がございました。質疑ございませんか。

（なしの声）

議 長 　　ないようでしたら、賛成の農業委員の方の挙手をお願いいたします。

（賛成者 挙手）

議 長 　　はい、ありがとうございます。全員賛成でございますので承認いたします。

#### 議案第24号 農用地利用配分計画について

議 長 　　続きまして、議案22ページ第24号 農用地利用配分計画についてお諮りいたします。この件につきましては該当委員に係る案件がございますので、先に審議させていただくことにご異議ございませんか。

（異議なし）

議 長 　　なしということでございますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、該当委員の退席を求めます。25ページ番号3番は藤原推進委員に係る案件でございますので退席を求めます。

（藤原委員 退席）

議 長 　　それでは、事務局より説明してください。

事務局 　　25ページ番号3番でございます。権利設定を受ける者、藤原治。権利設定する農用地につきましては1筆の1,532㎡の水田の配分計画でございます。賃借権の設定で、以下記載のとおりでございます。以上でございます。

議 長 　　ただ今事務局より説明がございましたが、質問、ご意見ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、挙手による採決をいたします。賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。藤原委員の入場を求めます。

(藤原委員 入場・着席)

議 長 藤原委員へ、ただ今の案件につきましては承認となりましたので報告いたします。

以上で該当する出席委員の案件につきましては審議を終わりましたので、続きましてその他の案件について審議を行います。事務局、説明をしてください。

事務局 利用配分計画各筆明細につきましては、24ページの番号1番から番号4番までのとおりでございます。権利設定をする農用地につきましては合計で19,848㎡の田でございます。配分計画を受ける者の農業経営の状況等は、26ページに記載しております。農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により倉吉市長から協議がありましたので、本会の意見を求めるものでございます。以上でございます

議 長 ただ今事務局から説明がありました。議案に対する質疑を求めます。ありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、ただ今の案件につきまして賛成の農業委員の方の挙手を求めます。

(賛成者 挙手)

議 長 はい、ありがとうございました。全員賛成でございますので承認といたします。

議案第25号 倉吉市農業委員会委員の辞任について

議 長 続きまして議案25号 倉吉市農業委員会委員の辞任についてお諮りいたします。事務局説明してください。

事務局 倉吉市農業委員会委員の辞任についてでございます。28ページに記載しておりますが、令和3年6月11日付で金信正明委員の辞任同意願が提出されております。

なお、先の話になりますが、辞任の同意となると欠員が生じることとなります



事務局 別冊の2ページからでございます。農地法第4条の規定による許可を必要としない届出書でございます。届出者は〇〇の〇〇〇〇さんで、自宅付近の約21㎡の農地に農業用倉庫を設置するという計画でございます。以上でございます。

議長 はい、2番目。

事務局 3ページになります。あっせん申出のあった農地及びあっせん委員の選任についてということで、今回は3件ありました。1番目から説明させていただきたいと思います。

まず1番は相談者が〇〇〇〇〇〇さんで、土地は〇〇〇の田でございます。相談内容は賃貸借となっております。

2番目は5ページ。相談者は〇〇〇〇〇〇さんで、〇〇〇の農地で水田となっております。相談内容は賃貸借ということであります。

続きまして3番目は7ページになります。相談者が所有者の娘さんの〇〇〇〇〇〇〇〇さんです。〇〇の田と畑であります。相談内容は使用貸借でございます。以上、あっせん委員の選任についてよろしくお願いいたします。

議長 それでは早速あっせん委員の選任でございますが、最初にありました〇〇〇の〇〇さんの件につきまして、委員2名ということでございますが。これどの辺になる〇〇〇の、〇〇〇広いでな。

10番 〇〇〇の〇〇の方の〇〇から〇〇〇の辺りにかけて。

議長 下の方だな。

10番 はい。

議長 ならこれは衣笠さんともう1人。小谷さんと2人であっせんをお願いいたします。

続きまして〇〇〇。これは2人だけ、河野委員と藤原委員ですね。それから次がこれは〇〇の〇〇、筏津委員と美田委員ですね。いいですか。

13番 ちょっといいでしょうか。

議長 はい、どうぞ。

13番 筏津です。この件ですけれども、昨日現場行ってみましたらゴズボが背丈以上ありまして、耕作できるような状況じゃないんで。これ娘さんに、〇〇さんですか、その旨を申し上げて、きちんとしてもらえたら多分耕作できますので今のところではできませんので、ちょっとあっせんも難しいとはっきり言ってますので。その回答があつてからにしたいと思いますので、ご了承願いたいと思います。

議長 2, 800㎡の水田か。

- 1 3 番           そうですね、全体です。何年も放置されて。
- 議 長           どの辺になるんかいな、これ。
- 1 3 番           〇〇の集落で県道から右へ入った突き当たり、ちょっと上がったところ。沈砂池の上。
- 1 9 番           毎年の調査でここ多分耕作放棄地で出とる。
- 1 3 番           耕作ができん、多分金がないし。できる状態にしてもらえれば。
- 議 長           もしも、これがゴズボが撤去してええ田んぼになるんだったら。これは湿田ではないか、普通の田んぼか。
- 1 3 番           田んぼと畑だけ、いろいろ多分できます。
- 議 長           あんたが作ってあげないな。
- 1 3 番           いや、とって荒かしてあって、この状態では。
- 議 長           これ遊休農地対策事業にあげたらどがないな。それで例えばね、まあ私も前も言ったんですけども、3万円で事業が不可能だったらそれを特例で5万円に上げるとかね。寄付していただいておりますから、農業委員会に対して。もしそういう方がおられましたら、3万円の限度を超えてでもこちらとしては出す用意がありますということ。
- 1 3 番           それで探してみますけど、ちょっと無理かもしれない。機械がないと。
- 議 長           だけ機械を入れてどれぐらいかかるかを見積もって、それに対しての補助事業を使っただけならば、ということですよ。
- 1 3 番           分りました。
- 1 9 番           1 9 番 美田です。ここの場所はですね田んぼにはなつとるですけど、〇〇〇〇の関係で石取りしたり、残土入れたりしてもう田んぼとしての水はたぶん無理じゃないかと。田んぼっちゅうことにはなつとりますけど、盛り土しちゃってね。
- 議 長           はい、分りました、私も知っています。高に田んぼしてありますね。
- 1 9 番           そうです。
- 議 長           あの、〇〇の〇〇さんの前の方じゃなかったかいな。もっと上か。もう一個上だな、家の上の方だな、知ってます、知ってます。田んぼにはできませんね。

13番 上に一応池があるんで。やれますけど、やろうと思ったら。

議長 だけど石が中に入っとる。

19番 できた後、親戚になる〇〇〇〇〇〇ってというのが、〇〇の。今、〇〇〇やめちゃったけど。そんなんが1年ほど作りかけたんだけどすぐの間に返しちゃって、そのままで。白ネギするだっけって言ったけど。

議長 ここは水田は無理だわ。かなり埋めてあるけんね、高に。もしも畑としてされるだったら多分表土入れんとできんと思う、ここはな。はい、分かりました。  
続きまして農地等のあっせんの報告に移りたいと思います。相談者の〇〇さんの件でございますが、河野委員。

7番 所有者の〇〇さんの意向を受けて、借りられている〇〇さんに買って欲しいという要望でしたけれども、値段の〇〇さんの希望と〇〇さんの希望がまるっきり合わないということで。利用権の設定も6年までしてありますので、なかなか売買ということにはならんのではないかとということをお本人にも伝えましたし、〇〇さんの方は今の状態で借りていていいということでしたので、そういうふうなことで同じような形で〇〇さんに借りていただくという方向に話をしております。

議長 現状維持のままでいくということですね、分かりました。続きまして、〇〇さんの件につきましては小谷委員。

小谷推進委員 推進委員の小谷です。報告いたします。〇〇さんと電話が一切通じないということではいろんな連絡を取るにしましてもですね、四苦八苦いたしました。

結論から言いますと、まず6月の11日に〇〇〇〇〇の〇〇〇〇さんになんとかお願いしたいということで自宅に行きましてですね要請はしました。〇〇さんはまあ近くにいろいろ田んぼを作っておられますので、場所的には問題ないんですけども。ただまあ〇〇さん曰くですね、はっきり言われませんが息子さんを亡くされております、今年の始めですね。そういうことがありまして、賃貸借であればなんぼでも作ってあげるという話はあるんですけども。あくまでも売買がってということで相談者の強い要望なものですから、そういう話をしているんですけどなかなかこの時期田んぼを購入してまではちょっとそれはこらえてごせ、というのが結論です。

それでその後6月の15日にですね、市内の〇〇にですね相談者のいとこの〇〇〇〇さんという方がおられまして、いろいろあたっては購入は難しいので親戚筋にあたられるのでなんとかお願いできませんかと、お願いしたんですけども。当初のあたりではいろんな事情を鑑みてですねちょっといっぺん検討してみようと、少し脈があるのかなと期待したんですけどもそれから1週間後くらいに、いろいろ検討したんですけども家内も反対しとると申し訳ないけどこらえてごせ、てなことですね。2件の方にいろいろお願いをしたんですけど、残念ながら売買となるとなかなか非常に難しいと感じております。

それでその旨、〇〇〇〇さんの方になんとか賃貸借でお願いできないかということで〇〇に行ってどうこうしたんですけども、あくまでも売買やと賃貸は一切したくないというような頑なな態度でございまして、ちょっと今四苦八

苦で結論は出ておりません。以上です。

議 長 3番目の件も小谷さん。

小谷推進委員 それでは引き続き小谷が報告します。ここに書いてあります8筆あるんですけども、3番目のこの〇〇〇〇〇〇81㎡なんでもうにっちもさっちもいかない面積やということ。次の5番目の〇〇〇〇〇〇52㎡、次の13㎡、その次の819㎡ですね、全部で884㎡、9畝弱あるんですけどもこの地はですね、〇〇〇〇〇〇〇の地でありまして、今柿畑みたいのがありましてですね、実はもう水路が通っておりません。これはなぜ水路がないかと言いますと、国道の〇〇〇の拡張の時とか或いは〇〇〇〇〇に向かう市道ですねこの道路の拡張を何十年か前にされまして、その時に水路なんかも追っ払ってしまってますね、今のような形になっておりまして。水路が無いもんですから当然畑みたいになっとるんですけど、水田としてはもう機能しないというような状況です。それと一番下の〇〇〇〇、これは昔の〇〇〇〇〇のちょっと下の方でございまして、水田が約2メートルぐらい下でかなり段差がございまして。当時はトラクターじゃなくて耕運機ぐらいで耕耘しておりましたので、その程度の下りる幅しかないです。最初の段階でトラクターとか今程は大型化になっていなかったものですから、小さいトラクターそれと同じくコンバイン、コンバインも当初は辛うじてそこを下りたり上ったりできましてですね、耕作はしていたんですけども。今はトラクター並びにコンバインとも大型化になりましてその道は状況は非常に難しいと。隣に石垣なんかもありまして機械をすってしまおうということで非常に今難しい状況になっておる。

残された可能性としては1番、2番の〇〇〇224㎡と505㎡ですね。それと一つ飛ばして〇〇の694㎡、ごめんなさい694㎡は〇〇〇の所ですね。ですから上の2件ですね、ちょっと何とかしたいと思うんですけど時期がですね、6月の10日にこれ受けたものですから既に田植えも終わってしまっているということでこれにつきましては来年に向けて今からなんとか借り手を探していく努力をしたいと、こういうふうに考えております。以上です。

議 長 はい、4番目、吉村委員。

5番 吉村です。近所周り、耕作されとる方いろいろ聞いていますけど土地がせまくて便利は悪いことないですけど、どっちかという宅地とかそういう方向では話ができるかとは思いますがなかなか買い手がない、該当者がおりません。以上です。

議 長 5番目、河野委員。

7番 〇〇さん所有の7反ほどの土地ですけど、始めにハウスを建てたいという希望がありましたのでそちらの方で話を進めましたけれども、ここは〇〇の灌水が通っておりませんので、そこの〇〇が開発したところですのでポンプアップということで30万以上の負担がかかるということと、造成した土地ですごい土地が悪いということが後で分ってきまして、ハウスには向かないということで。面積が大きい7反ということで、先程出ました〇〇さんの方にもう30ヘクタールぐらい借りておられますけれどもなんとか作ってもらえないかということで

話をしましたところ、条件がありまして。今、〇〇さんの〇〇の水がある土地は5,000円、ないところは2,300円で借りとり今年には既に牧草の播き時期は終わるので、来年から牧草を作ることになるので支払いは来年からにしてということで希望がありましたので、それを〇〇さんのほうに伝えましたところ、そのぐらいでは固定資産税がやっただけどまあ仕方ないということで了解をしていただきました。その方向で進めたいと思います。

議 長            はい、ありがとうございます。いい具合に〇〇〇〇が来年作ることですね。6番目の件、涌嶋委員は欠席ですので次回ということにさせていただきますと思います。

                  では4番、今後の会議等の予定について。梶本主幹。

事務局            今後の会議等の予定を改めて記載させていただきました。まず来月は8月10日に農業委員会会議がありますけれども、その後研修会を予定しておりますので、その予定でよろしく願いいたします。続きまして8月20日は農地パトロールをしますので、ぜひ参加の方をよろしく願いします。9月の10日の農業委員会会議ですけれどもこの分はこの会議室はワクチンの関係で使えませんので、倉吉交流プラザの第1研修室、図書館の2階に第1研修室がありますので、そちらのほうに移動になりましたので。また改めて通知出す時に記載しますけれども、9月の時はこの第2庁舎じゃないということでちょっと心得て頂ければと思います。よろしく願いします。

                  8月10日の研修会の内容ですけれども、経営支援課の課長補佐を招待しまして農地法について勉強していきたいというふうに思っております。ちょっと内容については課長補佐とちょっと相談させていただきたいと思います。

議 長            1時間程度だな。

事務局            はい、1時間程度を予定しております。

議 長            そういふことでございますので。農業委員をしておる限りはやはり農地法、もっと詳しく知っておかないといけませんので今回研修に取り入れておりますので、皆さんに出席をしていただくようお願いしたいと思います。

                  その他の項でございますが、こちらからはありませんね。何か皆さんからありますか。

                  (なしの声)

議 長            ないようでしたら、7月の農業委員会会議はこれをもちまして閉会といたします。

— 午後2時20分 閉 会 —